４　法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類を添付した場合

①評価機関の技術的審査

　A：認定申請書・・・２部

　B：技術的審査依頼書・・・２部

　C：添付図書（施行規則で定めている図書）・・・２部

②評価機関の適合証等の交付

　適合証等が交付　　　　　B 　＋　A　＋　C　＋適合証等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　交付されたものをそのまま添付

③所管行政庁への認定申請

　正本：　　　　A　＋　委任状　＋　C　＋　適合証等

　副本：　　　　A　＋　委任状　＋　C ＋　適合証等の写し　※委任状は本人申請の場合は不要

※C の添付書類の中に「２　住宅以外の用途に供する建築物又は建築物の部分」、「３　住宅のみの用途に供する建築物又は建築物の部分」に掲げる添付図書が無い場合は、当該添付図書を添付してください。

※適合証等

１．住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号。以下「住宅品質確

　　保法」という。）第５条第１項の登録住宅性能評価機関が作成した都市の低炭素化の促

　　進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下「低炭素法」という。）第５４条第１

　　項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

２．建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下

　　「建築物省エネ法」という。）第１４条第１項の登録建築物エネルギー消費性能判定機

　　関が作成した低炭素法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書

　　類

３．住宅品質確保法第６条第１項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成１３年

　　国土交通省告示第１３４６号）別表１の断熱等性能等級の等級５以上及び一次エネル

　　ギー消費量等級の等級６に適合していることを示すものに限る。）の写し